

平成 26 年分 贈与税の申告のしかた

税務署

◇ 平成 26 年分の贈与税の申告と納税は、平成 27 年 3 月 16 日（月）までです。◇
(詳しくは 5 ページをご覧ください。)

目次

I はじめに

1 贈与税の概要（暦年課税・相続時精算課税）	2
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	5
3 贈与税の申告書の種類	5
4 贈与税の納付	5
5 贈与税の申告に誤りがある場合	7
6 参考	
(1) 贈与税の課税財産	8
(2) 信託に関する権利等の贈与	10
(3) 贈与財産の評価	11

II 申告書の作成例等

1 申告書の書きかた	
(1) 贈与税の申告書の書きかた	13
(2) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた	19
2 申告書の作成例	
(1) 【事例 1】暦年課税を適用する場合	20
(2) 【事例 2】相続時精算課税を適用する場合	21
《相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類》	24
(3) 【事例 3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	25
《贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類》	26
(4) 【事例 4】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	27
(5) 【事例 5】住宅取得等資金の非課税と相続時精算課税選択の特例を適用する場合	29
○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	33
《A 住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	34
《B 相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類》	38
《C 震災に係る住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	42
(6) 【事例 6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	46
(7) 【事例 7】非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	50
《非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート》	52

III 「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成

確定申告書等作成コーナーの入力手順など	54
---------------------	----

IV 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例	59
2 住宅取得等資金の非課税	60
3 相続時精算課税選択の特例	62
4 震災に係る住宅取得等資金の非課税	64
5 農地等についての納税猶予の特例	65
6 非上場株式等についての納税猶予の特例	68
7 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例	72
8 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例	76
9 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置	77
10 災害により被害を受けた場合	77
【参考】相続時精算課税選択届出書（様式）	78

◆ お知らせ ◆

- ・ 新事業承継税制の選択適用について（非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける方へ） … 80
- ・ 平成 27 年 1 月から贈与税の税率等が変わります！（平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与を受ける方へ） … 81

○ 贈与税・相続税の税制改正などに関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの「**相続税・贈与税・事業承継税制関連情報**」【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「相続税・贈与税関係」）をご利用ください。

「**確定申告書等作成コーナー**」で贈与税の申告書を作成しましょう！申告書の提出は e-Tax で!! (54 ページをご覧ください。)

贈与税の申告書は

国税庁ホームページで作成・e-Taxで送信！

国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で 贈与税の申告書が作成できます。

まずは、国税庁ホームページへアクセス

www.nta.go.jp

国税庁

検索

国税庁ホームページから

「**確定申告書等作成コーナー**」へ

国税庁ホームページ ※この画面は、平成26年10月現在のものです。



画面の案内に従い、
必要事項を入力すると・・・

提出用	〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1	氏名	国税 太郎	
税務情報	所得者氏名	国税 一郎 父	所得金額	2000000

もっと詳しく!!

54ページをご覧ください。



○ 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、贈与税の申告については、平成28年分の申告書から個人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、内閣官房ホームページをご覧ください。

【www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/】



この社会あなたの税がいきっている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。